

第2回（仮称）自転車安全利用条例に関する懇話会

日時 令和元年12月26日（木）
10:00～12:00
場所 宮城県行政庁舎 第一会議室

次 第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 内容
 - (1) 第1回懇話会における意見に対する県の考え方について
 - (2)（仮称）自転車安全利用条例の素案について
- 5 連絡事項
- 6 閉会

[配布資料]

- | | |
|-------|--|
| 資料1 | 第1回懇話会における意見に対する県の考え方 |
| 資料2 | （仮称）自転車安全利用条例の素案 |
| 参考資料1 | a 埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例及び周知用チラシ
b 仙台市自転車の安全利用に関する条例及び周知用チラシ |
| 参考資料2 | 自転車損害賠償補償制度あり方検討会資料
「自転車事故の損害賠償に係る現状について」（国土交通省） |

(仮称) 自転車安全利用条例に関する懇話会開催要綱

(目的)

第1 本県における自転車の安全利用の促進を目的とする(仮称)自転車安全利用条例案(以下「条例案」という。)を策定するに当たり、広く有識者等から意見聴取を行うため、(仮称)自転車安全利用条例に関する懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2 懇話会は、条例案の策定に必要な事項について、意見を聴取するものとする。

(構成)

第3 懇話会は、知事が別に定める者(以下「構成員」という。)の出席をもって開催する。

(座長)

第4 懇話会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、会議の進行を行う。

3 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5 懇話会は、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は、震災復興・企画部総合交通対策課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年9月10日から実施する。

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

(仮称) 自転車安全利用条例に関する懇話会
構 成 員 名 簿

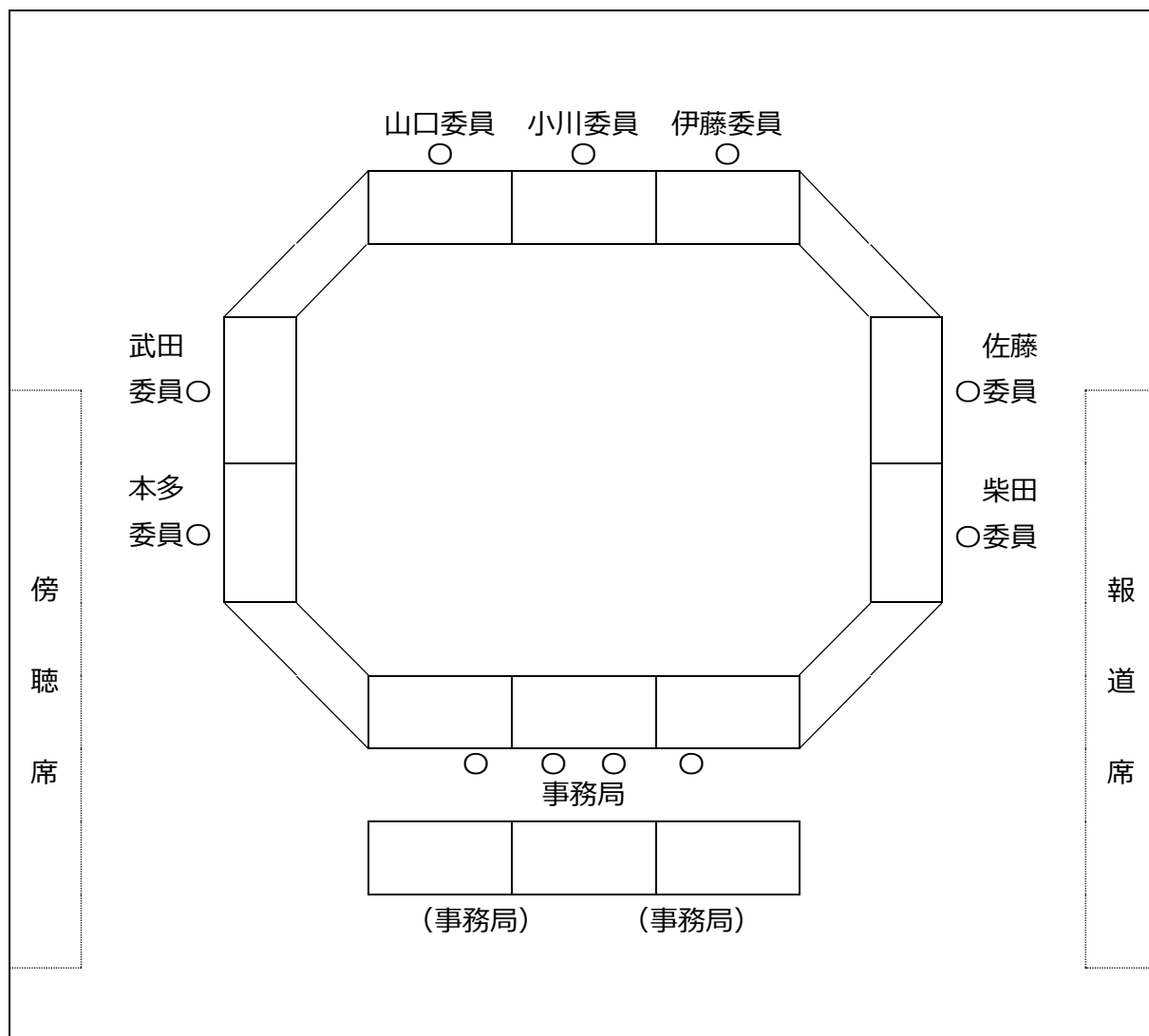
職 名	氏 名
東北工業大学教授	小川 和久
弁護士	佐藤 美砂
宮城県自転車軽自動車商業協同組合理事長	山口 哲男
日本損害保険協会東北支部事務局長	柴田 文明
多賀城市総務部交通防災課長	伊藤 豊
宮城県交通安全協会女性部長	武田 和子
宮城県 P T A 連合会常任理事	本多 幸夫

事務局

職 名	氏 名
宮城県震災復興・企画部次長	高橋 義広
宮城県震災復興・企画部総合交通対策課長	田村 賢治
宮城県震災復興・企画部総合交通対策課副参事	佐藤 亮
宮城県震災復興・企画部総合交通対策課長補佐（班長）	佐藤 天星

第2回（仮称）自転車安全利用条例に関する懇話会

座席表



今後のスケジュール（予定）

令和2年1月	上旬	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 第2回懇話会までの意見を踏まえ，庁内調整 ▶ 必要に応じて仙台市など関係機関と調整
	中旬	
	下旬	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 条例素案（修正案）の作成
令和2年2月	上旬	<ul style="list-style-type: none"> ▶ パブリックコメントの実施 条例素案（修正案）に対する県民等の意見を確認 ▶ 県民等の意見内容のとりまとめ ▶ 意見に対する県回答案の検討 <p>並行して</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 県民等の意見を踏まえ，庁内調整 ▶ 必要に応じて仙台市など関係機関と調整
	中旬	
	下旬	
令和2年3月	上旬	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 意見に対する県回答の公表 ▶ 第3回懇話会（17日 県庁第二会議室）
	中旬	
	下旬	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 意見全体を踏まえ，条例案作成